

鋼船規則

規
則

U 編

非損傷時復原性

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 規則 第 63 号

2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 27 日 理事会 承認

2009 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

2009年12月22日 規則第63号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 定義

本編における用語の定義は次による。

(1) 海底資源掘削船及び作業船等の定義は P 編による。

~~(2)~~ (2) 甲板上木材貨物とは、乾舷甲板もしくは船楼甲板上の遮蔽されない部分に積載された木材貨物をいう。ただし、木材パルプ及び同様の貨物はこれに含まれないものとする。

2章 貨物船に対する復原性要件

2.1 一般

2.1.1 及び 2.1.2 を次のように改める。

2.1.1 一般要件

-1. 計画時の全ての積付け状態について、本会の適当と認める方法により復原力曲線及び傾斜偶力曲線を作成し、**2.2** 及び **2.3** の規定を満たしていることを確認しなければならない。

-2. 過大な復原性は、船舶、貨物等に好ましくない影響を及ぼす場合があることに注意しなければならない。

-3. 着氷が予想される海域を航行する船舶にあつては、上部構造への着氷による風圧面積の増大及び重心の上昇についても考慮を払わなければならない。

-4. 作業船にあつては、本編の規定に適合するほか、作業中の復原性について特別な考慮を払わなければならない。

~~4.5.~~ 本章において、特に規定しない限り、積付け状態により変化するものは全て考慮している積付け状態における数値とする。

2.1.2 復原性要件の計算

復原性要件の計算は、次に掲げる条件で行わなければならない。

- (1) 船体重心の位置は、**B編2.3.2**に規定する傾斜試験の測定値に基づいたものとする。
- (2) タンク内液体の自由表面影響は、計画時のそれぞれの積付け状態において、傾斜角に応じ復原力の計算上航海中に生じ得るうち最も不利なものとする。
- (3) 作業船において所定の作業により生じる傾斜偶力は、作業中に生じ得る傾斜偶力のうち、復原性に対し最も不利なものとする。
- ~~(4)~~ 横揺抑制装置等が設置されている場合、その悪影響を考慮して本編の規定を満足しなければならない。

附 則

1. この規則は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

鋼船規則検査要領

U 編

非損傷時復原性

要
領

2009 年 第 3 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 達 第 74 号

2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009年12月22日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

U1 通則

U1.1 一般

U1.1.1 を次のように改める。

U1.1.1 適用

- 1. 曳船作業船にあつては、規則 U 編の規定のほか、作業中の復原性について特別な考慮を払うこと。
- 2. 帆船及び多胴船にあつては、規則 U 編の規定のほか、本会が適当と認める他の復原性要件を満たすことを要求することがある。

U2 貨物船に対する復原性要件

U2.2 一般復原性要件

U2.2.1 復原力曲線

-5.及び-6.として次の2項を加える。

- 1. 規則 U 編 2.2.1-1.(5)でいう「30°以上のいかなる横傾斜角」とは、「30°以上 θ_u までの範囲の横傾斜角」をいう。

(-2.から-4.は省略)

-5. 消防船については、規則 U 編 2.2.1 の要件に加え、次の要件を満たすこと。

(1) 復原力範囲は、次の(a)及び(b)によること。

(a) 復原力曲線と他船消火作業用モニター及び作業位置を保持するためのスラスト等の推進装置による傾斜偶力曲線との間の面積であつて、二つの曲線の最初の交点をなす傾斜角から、最初の交点の傾斜角に40度足し合わせた傾斜角又は海水流入角のうちいずれか小さい横傾斜角までの範囲の面積が、0.09m-rad 以上であること。

(b) 復原力曲線と他船消火作業用モニター及び作業位置を保持するためのスラスト

タ等の推進装置による傾斜偶力曲線との間の面積であって、二つの曲線の最初の交点をなす傾斜角から、海水流入角又は玄端没水角のどちらか小さい方の傾斜角までの範囲の面積が、 $0.03m\text{-rad}$ 以上であること。ここで、玄端没水角とは、**U2.3.1-1.(5)**による。

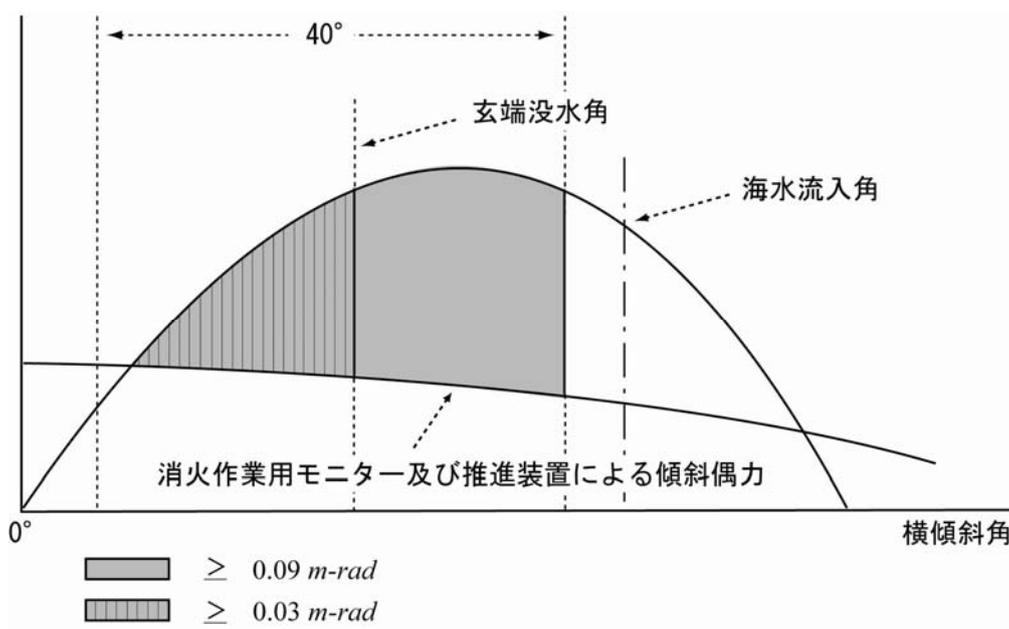
-6. 前-4.及び-5.に掲げる船舶以外の作業船については、規則U編2.2.1の要件に加え、作業内容に応じて少なくとも次の要件を満たすこと。ただし、本会が認める他の復原性要件に適合する場合は、この限りでない。

復原力範囲は、次によること。

復原力曲線と所定の作業による傾斜偶力曲線との間の面積であって、二つの曲線の最初の交点をなす傾斜角から、二つ目の交点をなす傾斜角又は海水流入角のうちいずれか小さい横傾斜角までの範囲の面積が、 $0.09m\text{-rad}$ 以上であること。

図 U2.2.1-5.として次の図を加える。

図 U2.2.1-5. 消火作業用モニター及び推進装置による傾斜偶力



附 則

1. この達は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。